

別 紙

## 死亡労働災害急増にかかる緊急要請事項

平成28年5月13日

栃木労働局

採石業において労働災害が発生する背景として、総じて安全衛生管理体制やリスクアセスメント等の実施状況に問題が認められることが多く、また、採石業における過去の労働災害の発生状況を見ると、6月から9月までの期間に発生した労働災害は採石業における労働災害全体の約40%を占めており、今後、重篤災害の増加が懸念されることから、以下の労働災害防止対策について徹底すること。

なお、7月1日から7月7日までは「全国安全週間」、6月は準備月間となっているので、本対策のほか熱中症対策等と合わせ労働災害防止に向けた取組を強化すること。

### 1. 安全衛生管理の強化

- (1) 事業場における安全衛生管理は、企業経営の一環として、その適切かつ実効ある実施が確保される必要があるため、経営トップが安全衛生に関する基本方針を明確に示すとともに、自らの指揮の下、安全管理者、ライン管理者、職長等の各級管理者等による安全衛生管理が第一線の現場まで確実に行われるような安全衛生管理体制を確立すること。
- (2) 経験豊富な管理者や熟練作業者の退職等により安全衛生管理の機能が低下していると懸念される職場については、安全衛生教育・訓練の実施をすること及び安全衛生に関する十分な知識を有する者を配置すること等により、安全衛生管理の機能の維持・強化を図ること。

### 2. 機械設備・通路等の安全確保の徹底

- (1) 採石業における労働災害を事故の型で見ると「はさまれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「転倒」型の占める割合は合計で約70%に上り、起因物で見ると「車両系建設機械」「コンベア」に起因するものの占める割合は合計で約35%に上ることから、事業場内の機械設備や通路等について総点検を行い、安全確保上の問題が認められたものについては早急に整備・改善等を実施すること。
- (2) 別添「労働災害防止チェックリスト」または事業場において作成している同様のチェックシート等を活用の上、日々の作業開始前点検を確実に実施し、安全を確保した上で作業を行うこと。

### 3. リスクアセスメント等の実施

- (1) 災害防止対策を講じるに当たっては、上記2の総点検や日常点検等により事業場内におけるリスクを洗い出し、そのリスクの度合と必要な低減対策について検討の上行うこと。また、一定の期間を定め、リスクの低減効果について検証を行うこと（以下、「リスクアセスメント等」という。）。
- (2) 採石業における労働災害の約75%は、「非定常作業」において発生していることから、特に重篤災害に直結しやすい機械設備にかかる非定常作業について重点的にリスクアセスメント等を実施し、安全な作業環境及び「作業手順書」を整備すること。また、作業手順書については、形骸化することのないよう周知徹底を図り、作業環境と合わせ必要に応じ、その見直しを行うこと。

### 4. 安全衛生教育等の充実

採石業における労働災害は、被災労働者の年齢で見ると40代から60代のものが約80%を占めており、経験年数では10年以上のベテランが約40%次いで1年以内の未熟練者が20%強を占めていることから、管理監督者、危険有害業務従事者、一般の作業員等に対して、安全衛生教育、職場における危険を予知する教育等を定期的かつ計画的に実施すること。

また、いわゆる「慣れ」等により、職場における危険に対する感性が低下するおそれがあるため、事業者が講じた安全措置状況について、リスクの「見える化」により労働者に認識させ安全意識の定着を図ること。

### 5. その他の労働災害防止対策

#### (1) 熱中症対策

- ①暑さ指数（WBGT値）による適正な作業環境管理及び作業管理の実施
- ②自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- ③糖尿病等熱中症の発症の影響を与える疾患を踏まえた健康管理
- ④熱中症予防に関する労働衛生教育の実施

#### (2) 交通労働災害防止対策

交通労働災害は業務と密接な関係の中で発生するものであるため、単に運転者に交通法規の遵守を求めるだけでなく、「交通労働災害防止ガイドライン」に基づき、事業場として総合的かつ組織的に交通労働災害防止対策に取り組むこと。